

裁判例からみた日常生活のルール

第7回 反射騒音による被害

今回はマンションが建築されたことによる騒音の増大が問題となった事案をご紹介します。

大阪高等裁判所平成 11 年3月 24 日判決(判例タイムズ 1011-215)

【事 案 の 概 要】

被控訴人(原告)Xらは、概ね北から南に走るA電車の線路際の二階家屋に居住していた。控訴人(被告)Yは、線路を挟んでX宅のちょうど反対側(西側)に10階建てのマンションを建築した。Xらは、通過する電車の騒音がこのマンションに反射することによりXら宅における騒音が受忍限度を超えて増大したとして損害賠償を求めた。なお、本件地域は、都市計画法上の商業地域で、住宅・ビル等が比較的密集していた。

【主 な 争 点】

マンション建築による騒音の増大が受忍限度を超えるものとして賠償責任を負うか否か

【裁判所の判断】

マンションからの反射による騒音の増加は僅かなもので受忍限度内であると認定し、Xらの請求を棄却

1 はじめに

今回は、マンション建築にともなうトラブルで少し珍しい事案がありましたのでそれをご紹介します。マンション建築にともなうトラブルというと、工事中の騒音振動とか、マンションが建築されることにより日照・通風が阻害される、眺望が害される、プライバシーが保てないなどが普通よく聞く話かと思われます。しかし、今回ご紹介するのは、電車騒音が、新たに建築されたマンションに反射するようになり、以前にも増して騒音が大きくなったということが問題となった事案です。

2 責任の主体について

本件では、まず、Yから、騒音被害における責任追及は、その根本的な原因をなす鉄道会社に対してすべきであるとの主張がありました。そもそも騒音を出しているのはYではなく鉄道会社であるから、鉄道会社を相手にして訴えを起こすべきだということです。この問題について、判決は、もし、本件マンションが壁となり、これへの反射により従前の騒音レベルを上回る電車騒音が発生し、この騒音増大がYの不法行為に該当するといえるのであれば、Yは、損害賠償責任を負うことになるかと判断しました。こうして、次に、Yの不法行為の成否、つまり騒

音被害の有無等といった問題の検討に入りました。

3 反射騒音について

騒音被害においては、音源からの直接音を問題にすることが比較的多いと思われます。ある地点における騒音が直接音のみからなっており、かつそれが受忍限度内(受忍限度の説明は、後でします。)であれば、音源の主は、不法行為責任を負わず、他方、受忍限度を超えていれば不法行為責任を負うでしょう。では、ある地点における騒音が当初直接音のみからなっており、かつそれが受忍限度内であったところ、ある者が新たに何らかの建造物を建築したことにより、その地点での騒音が受忍限度を超えることになってしまったような場合、その建築主は、不法行為責任を負うのでしょうか。これが、まさしく本件の事案です。本判決は、まず、ある地点における音の大きさは、直接音と反射音とを加えた(合成した)ものであることを認め、P地点(本件騒音の測定地点のひとつ。)における測定値は、A電車の騒音の直接音と本件マンションからの反射音の合成値であるという判断を行いました。このように、判決は、直接音だけではなく反射音をも加えた音を基準にして、それが次に述べる受忍限度内であるかどうか検討しました。

4 受忍限度について

不法行為責任を負うためには、一定の要件を充たさねばなりません。受忍限度は、その要件の一つです。人が権利を行使するとき、それが法律の認めた適当な範囲を超えると、権利の濫用となり不法行為責任が生じます。では、適当な範囲とは、どのような範囲のことをいうのでしょうか。それは、このシリーズ等で触れてきましたように、社会的共同生活の必要から考えて社会観念上被害者において認容すべきものと一般に認められる程度だと言われてます。この程度が受忍限度というものです。簡単に言いますと、被害者が我慢できる限度です。この受忍限度が、ある事件において具体的にどのようなものかは、侵害される利益、地域性、行政上の規制に違反しているか等の諸要素を総合的に判断して決めることになります。

本判決は、測定地点における電車騒音のうち、本件マンションの壁からの反射音の影響が高いXの住宅にあっても0.5デシベルを下回り、この程度の騒音の増加は僅かなものであって、既存レベルを前提としても受忍限度内にあると判断し、Xらの請求を棄却しました。

5 おわりに

本事例からは、マンションに限らず建物を建築する際には、日照のみならず反射音による騒音の増大についても周囲に配慮しなければならない場合のあることがわかります。本件では、マンションの1階がたまたま駐車場だったのですが、そのために構造上反射音が少なかったのかも知れません。もし、そのような構造を有していなかったのなら、反射音による騒音の増大が受忍限度を超え、マンションを建築した者は責任を負うことになっていたかもしれません。騒音は、思わぬところから生じることもあります。お互いが快適に暮らせるためには、こういった場合にどのような騒音が発生するかといったことの研究等が進み、事前に騒音の発生を回避・抑制できるようになればいいかと思います。

(公害等調整委員会事務局主査 小暮 敏郎)